

新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱いに基づく在宅支援について
(障害福祉サービス)

伊勢崎市障害福祉課

厚生労働省が発出している「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」で示す在宅支援を提供する場合の本市の基準については以下のとおりです。この基準は令和5年1月1日以降のサービス提供分から適用するものです。それ以前のサービス提供分については従前の基準によるものとします。

なお、この臨時的な取扱いが国の通知等により廃止された場合は、本市の基準においても同様に廃止されます。

1. サービス提供の要件(共通部分)

(1) 利用するサービスの受給者証が交付されており、次のいずれかに該当すること。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で事業所が休業する場合に、利用者が在宅での支援を希望している。
- ・事業所は休業しないが、新型コロナウイルスへの感染の恐れがあるため、利用者が在宅での支援を希望している。

※事業所の運営規定の変更や利用者から市役所への改めての支給申請等は不要。

(2) 在宅において日常生活や生産活動等に係る支援を提供できる体制が確保されていること。

(3) 在宅での支援方法を記載した個別支援計画を作成し、利用者の同意を得ること。

また、個別支援計画には在宅支援であっても通所した場合と同様に利用者負担が発生する旨を必ず記載し同意を得ること。

※利用者の家族、利用者が入居しているグループホーム関係者、利用者が入所している入所施設関係者などにおいても在宅支援の内容を説明し、事前に調整すること。

(4) 同意を得た個別支援計画の写しを市へ提出すること。提出後、市担当者が在宅での支援計画及び利用者負担に関する内容に利用者から同意があったことを確認します。

また、次の点に留意すること。

- ・個別支援計画の提出は原則、市ホームページからオンラインで提出するものとし、在宅支援を提供する日の3営業日前までに提出するものとする。内容確認後、市から事業所へEメールにより確認結果を連絡する。
- ・個別支援計画は計画期間ごとに一度提出するものとし、変更や更新があった場合は再度提出するものとする。(毎月の提出は不要)
- ・利用者から希望がある場合に、事前に作成及び提出をすることができるものとする。
- ・やむを得ず個別支援計画の作成が事後になる場合でも、サービス提供前に同意した内容を記載し、同意のあった日を記録すること。その際、事後提出された個別支援計画の内容に不備があった場合は請求を認めない。

(5) 原則、居宅へ訪問し、できる限りの支援を行うこと。ただし、利用者から支援の希望があったにもかかわらず居宅への訪問を拒否された場合などは、電話等の方法で利用者の健康管理や相談支援などできる限りの支援を行うこととする。

また、居宅へ訪問しての支援が可能であることを必ず説明すること。訪問が可能であることを説明しないまま電話等で支援を実施した場合は報酬の対象としない。

- (6) 利用者が生産活動等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- (7) 緊急時の対応ができること。
- (8) 提供したサービス(実施方法や支援内容など)について、通常の記録に加え、実施方法も併せて記載した実施記録を作成すること。
- ※様式は事業所で使用しているもので差し支えない。
- (9) 実施記録を市へ提出すること。提出後、市担当者が支援の実施内容を確認します。
また、次の点に留意すること。
- ・実施記録の提出は原則、市ホームページからオンラインで提出するものとし、報酬請求月の10日までに市へ提出すること。
 - ・事前に同意した個別支援計画と異なる実施内容であった場合や、単なる欠席確認など、できる限りの支援と認められないと判断した場合には請求を認めない。
- (10) 電話等の方法で支援を実施する場合、原則、対象者は利用者本人とすること。ただし、利用者本人が障害特性により電話等での意思疎通が困難な場合に限り、家族を介した方法で実施した支援をもって利用者本人への支援を実施したと見なすこととする。
- (11) 利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合や、体調不良により通所できない場合については、医療機関を受診するか居宅で療養に努めることとなるため、在宅でのサービス利用や支援を受けることは想定されない。通所ができないことをもって一律で在宅支援を行うことはせず、欠席時対応支援加算を算定するなど、適切に報酬を算定すること。
- (12) 個別支援計画を提出する際、合わせて「臨時的な在宅支援に係る利用者一覧」を作成し提出すること。

2. サービス種別ごとの留意点

(1) 就労移行支援、就労継続支援A・B型

- ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために、必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。なお、在宅利用の支援にあたり、在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューについて個別支援計画に位置づけること。
- イ 在宅利用者の支援にあたり、1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認等が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。
- ウ 事業所職員による訪問又は利用者による通所、電話等により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- エ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は職員による訪問、利用者による通所、電話等により訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- ※ウを実施した際に、あわせて評価等も行われた場合、エの実施に置き換えて差し支えない。

(2) 生活介護

- ア 居宅介護等のサービス利用が必要であれば、障害福祉課や相談支援事業所と調整すること。

3. 障害福祉サービス費の請求について

- (1) 請求方法については通常の報酬請求と同じく国保連合会へ請求すること。令和5年1月1日以降に提供したサービスの請求については、個別支援計画及び実施記録に基づき審査します。
- (2) 令和4年12月31日以前に提供した分については、1. (4)及び1. (9)の対応をあらためて行う必要はありません。ただし、明らかに不適切な支援と認められるケースを把握した場合は確認を行い、必要に応じて指定権者へ報告するとともに、市から返還を求めることがあります。

4. その他

- (1) 本取扱いの対象者は、伊勢崎市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。
- (2) 今回お示している内容については、臨時的な新型コロナウイルスへの対応のための現時点の取り扱いであり、今後の感染症拡大の動向により変更することがあります。
- (3) サービスの利用状況について、市から利用者本人(家族等)に確認する場合があります。本基準に基づき臨時的に在宅でサービス提供を行う際には、必ず、事前に利用者本人(家族等)に説明をしてください。
- (4) 利用者が希望していないにもかかわらず電話等で在宅支援を実施する、または、利用者負担額の説明を行わずに在宅支援を実施するなど、本市の基準に基づかないサービス提供については、指定権者へ速やかに報告するとともに、市から返還を求めます。新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な在宅でのサービス提供については、本市が示す基準及び厚生労働省が発出している各種通知を遵守した上で実施してください。